

○一関市簡易専用水道管理指導要領

令和4年2月14日市長決裁

一関市簡易専用水道管理指導要領

(趣旨)

第1 この要領は、簡易専用水道の適正な維持管理を図るため、簡易専用水道に関する事務の取扱い及び指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 簡易専用水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に定めるものをいう。ただし、国の設置する簡易専用水道は除く。

(2) 設置者等 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して簡易専用水道を設置している場合はその代表者）、または、簡易専用水道の設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者をいう。

(届出等)

第3 設置者等は、簡易専用水道を設置、変更又は廃止したときは、簡易専用水道設置（変更・廃止）届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 設置者等は、簡易専用水道を新たに設置したときは、簡易専用水道施設概要書（台帳）（様式第2号）（以下「台帳」という。）を市長に提出するものとする。

(施設の管理)

第4 設置者等は、法第34条の2第1項に規定する基準に従い簡易専用水道の管理を行うとともに、次の各号により施設の衛生管理を行うものとする。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第55条第1号に定める水槽の清掃は、専門的な知識及び技能を有する者に行わせること。

(2) 規則第55条第2号に定める水槽の点検等は、定期（月1回程度）に行うほか、地震、大雨等があったときは速やかに行い、欠陥や不備があった場合は直ちに改善すること。

(3) 規則第55条第3号に定める給水する水の異常についての確認は、給水栓における水の色、濁り、臭い、味などの状態について日常的に確認するほか、残留塩素の測定を週1回程度実施すること。

(4) 給水する水が健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に周知すること。

(定期検査の実施)

第5 設置者等は、法第34条の2第2項に規定する検査（以下、「定期検査」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた機関（以下「登録検査機関」という。）に依頼し実施しなければならない。

2 市長は、当該定期検査を受けていない設置者等に対し、定期検査の受検指導を行うものとする。

(定期検査の特例)

第6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）の適用がある簡易専用水道については、登録検査機関に管理の状況を示す書類を提出することにより、定期検査を受けることができる。ただし、当該書類は、ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入しなければならない。

(定期検査後の措置)

第7 登録検査機関は、定期検査終了後、定期検査結果を設置者等及び市長に提出するものとする。

2 登録検査機関は、定期検査の結果、水の供給に特に衛生上問題があると認められたときは、直ちに市長に通報するとともに、設置者等に対して速やかに対策を講じるよう助言するものとする。

3 市長は、簡易専用水道施設の管理が法第34条の2第1項の厚生労働省令に定める管理基準に適合していないと認めるときは、一関市水道法施行細則（令和3年8月1日規則第57号、以下「細則」という。）第8条第3項の規定により設置者等に対して必要な措置を講ずるようを指示するものとする。

4 前項の規定により改善の指示を受けた設置者等は、細則第8条第4項の規定により、市長に改善の報告を行わなければならない。

(給水停止命令)

第8 市長は、設置者等が第7第3項に基づく指示に従わない場合において、衛生上特に支障が生ずる恐れがあると認めるときは、細則第9条の規定により給水の停止を命ずることができる。

(報告)

第9 設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易専用水道水質事故（給水停止）報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(1) 規則第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。

(2) 規則第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。

(3) その他水質に関する事故が発生したとき。

(台帳等整理)

第10 市長は、設置者等からの届出等に基づき、台帳の記載内容に変更が生じたときは、その内容を台帳に記載するものとする。

(立入検査)

第11 市長は、第7第2項の規定により登録検査機関から通報があったとき、又はその他必要があると認めるときは、法第39条第3項の規定により当該簡易専用水道施設の立入検査を行うものとする。

(ビル管理法との関係)

第12 ビル管理法に重複した規定のある簡易専用水道については、ビル管理法の規定を優先するものとする。

様式第1号（第3関係）

簡易専用水道施設設置（変更・廃止）届

年 月 日

一関市長 様

設置者の住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者）

（電話 ）

下記のとおり、簡易専用水道施設を設置（変更・廃止）したので添付書類を付して届け出ます。

記

1 施設の名称（通称）

2 施設の所在地

（添付書類）

設 置 届：簡易専用水道施設概要書

変 更 届：変更事項を記載した書類

廃 止 届：廃止年月日、廃止理由を記載した書類

*設置者様へ

本届出の内容は、水道法で定められた簡易専用水道の適正な管理を図る目的のため、水道事業者及び水道法第34条の2第2項に規定する検査機関に情報提供されることを御了解願います。

様式第2号（第3関係）

簡易専用水道施設概要書（台帳）

| | | | | | | | | |
|-------|---|----------|---|------|-----|--|--|--|
| | | 保健所 CODE | | — | | | | |
| | | 市町村 CODE | | | | | | |
| 届出年月日 | 年 | 月 | 日 | 整理番号 | | | | |
| 受水年月日 | 年 | 月 | 日 | 市町村名 | 市町村 | | | |

1 建築物の概要

| | | | | |
|------------|----------------|----------------|-------------------|---------|
| 名称 (通称) | () | 連絡先 電話番号 | () | — |
| 所在地 | 市・町・村 | | | |
| 設置者 | (氏名) | (住所) | | |
| 管理者 | (氏名) | (住所) | | |
| 主たる用途 | 1 共同住宅 5 病院 | 2 事務所 6 工場 | 3 店舗 7 その他 () | 4 学校 |
| 規模 | 延床面積 | m ² | 地上 | 階・地下 階 |
| 竣工年月 | 年 | 月 | 建築物衛生法 適用の有無 | 1 有 2 無 |

(注)建築物衛生法：建築物における衛生的環境の確保に関する法律の略称

2 水道施設の概要

| | | | | |
|----------|--------------------------------------|------------------------|--|------------------------------------|
| 水源 | 市・町・村 | | 水道事業 | |
| 設置年月日 | 年 月 日 | | | |
| 受水 槽 | 設置場所 | 1 屋内 2 屋外 | 設置基数 | 基 |
| | 設置方式 | 1 地上式 2 地下式 3 半地下式 | 材質 | 1 鉄筋コンクリート 2 鋼板 3 FRP 4 その他 () |
| | 有効容量 | m ³ | 縦 (m) 横 (m) 有効水深 (m) (× ×) ×) | (× ×) (×) |
| 高置 水槽 | 設置場所 | 1 屋内 2 屋外 | 設置基数 | 基 |
| | 容量 | m ³ | 材質 | 1 鉄筋コンクリート 2 鋼板 3 FRP 4 その他 () |
| 用途 | 1 生活用水専用 2 消防用共用 3 工業用水共用 4 その他 () | | | |
| 主要配管材質 | 1 鋼管 2 亜鉛メッキ鋼管 3 塩ビライニング鋼管 4 その他 () | | | |
| 使用状況 | 水量 | m ³ /日・使用者数 | 人/日 | 塩素滅菌器 の有無 1 有 2 無 |

3 特記事項

| |
|--|
| |
|--|

(注) 太枠内を設置者が記載のこと。

様式第3号（第9関係）

簡易専用水道水質事故（給水停止）報告書

年 月 日

一関市長 様

設置者 住 所

氏 名

簡易専用水道において、水質事故（給水停止）が発生したので、一関市簡易専用水道管理指導要領第9の規定により、下記のとおり届け出します。

記

| | | |
|--|-----|--|
| 簡易専用水道を 設置している建 築物 | 名 称 | |
| | 所在地 | |
| 水質事故等の発生年月日 | | |
| 簡易専用水道の利用人数 | | |
| 被害の発生状況 (症状、人数等) | | |
| 受水槽等の異常の状況 (事故の原因、被害の原因と 推定される物質、微生物の 種類及び濃度) | | |
| 応急措置の状況 | | |
| 給水停止等の状況 | | |
| 備 考 | | |